

2020年6月26日

## 国会包囲実行委員会抗議行動

日頃から、「止めよう！辺野古埋め立て」国会包囲実行委員会の皆さんには、沖縄県と連帯し、辺野古新基地建設阻止をはじめ様々な沖縄課題について、省庁交渉や集会開催など、私ども戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会と連携した取り組みを進めていただいていることに感謝申し上げますとともに、本日は、要請行動を抗議行動に切り替えた取り組みを開催いただきましたことに心から感謝申し上げます。

加えて、2週間という短期間にも拘らず、2500枚を超える団体署名に協力いただいた全国の関係者のみなさんに厚く御礼を申し上げます。

ご紹介をいただきました、勝島です。

戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会を代表して、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

さて、6月7日、沖縄県議会議員選挙で、これまでの数々の選挙で示された「基地はいらない」という民意が改めて示されることになりました。

しかし、安倍首相は、事あるごとに「沖縄の心に寄り添う」と口では繰り返しながら、その実態は沖縄県民の意向を踏みにじるとともに法を捻じ曲げ、国土の0.6%の面積しかない沖縄に、70%の米軍専用施設を押し付けてきています。そして、今日では、辺野古新基地建設を強行するとともに、南西諸島へのミサイル配備など軍事強化を推し進めるなど、これ以上沖縄への基地負担を断じて許すことはできません。

そして、6月19日、国地方係争委員会は農水省の指示を取り消すよう求めた沖縄県の申し出を退けました。この結論は、地方自治に対する基本的理解を全く欠いた結論といわざるを得ません。

そもそも、1999年の地方分権改革によって、国と地方の関係は、垂直的關係から水平の關係といわれるように、国と地方の關係が対等なものに大転換されました。

そして、今回問題となったのは、農林水産大臣が沖縄県に対し、防衛省によるサンゴ採取を許可するよう指示したことについて、県は、違法な国の関与だと主張していたものが、国地方係争委員会によって「違法ではない」と論付けられたことでした。

しかし、みなさんどうでしょうか？地方自治法では、国の関与を「必要最低限のものとする」とともに、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない」と規定されています。

今回の国地方係争委員会のサンゴ採取許可の結論は地方自治法への理解も薄く、法を濫用して工事を強行する安倍政権を代弁したものと指摘せざるを得ません。そして、今回のように全面的に国の政策に地方が従うのであれば、国と地方を対等とする地方自治の精神は滅んでしまうこと、かつ、1999年の地方分権改革の逆行するものとして強く抗議するとともに、辺野古新基地建設を阻止する闘いは、民主主義、法治主義、地方自治を取り戻す闘いとしても取り組んでいかなければならないと思います。

また、今週6月23日、沖縄は、太平洋戦争末期の沖縄戦で命を落とした20万人を超える人々を悼む慰霊の日を迎えました。

本日の集会で、参加者のみなさんと共に県民の4人に1人が犠牲となった惨劇に思いをはせるとともに、私ども戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会は引き続き沖縄との連帯を強化し、国会包囲実行委員会の皆さんをはじめ、多くの人びとと固く団結し、辺野古新基地建設阻止、安倍政権打倒に向け奮闘していくこと、このことをお約束し連帯の挨拶とします。